

第10回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～小売全面自由化に係る詳細制度設計について～

平成26年11月27日(木)

1. 託送料金の割引制度について

1. 委員からの主な御指摘

- 託送料金の設定について、事務局資料の選択肢4は、特高設備を使用していないことの透明性を担保することが困難であり、一般送配電事業者の業務に混乱が生じる可能性もある。また、遠隔地などに低圧・高圧電源が増えることになれば、潮流が悪化し、託送料金の水準が上がることもありえる。現行制度のままで良いのではないか。【添木オブザーバー】
- 設備利用形態を踏まえた託送料金の設定については、さまざまな観点での評価が必要。事務局資料の観点以外にも、電源種別や電源の安定性次第で、整備すべき送配電網設備も変わってくる。もう少し議論を深掘りする必要があるのではないか。電気の契約上の流れと物理的な流れは異なる。物理的な流れを厳密に捕捉することは、実務上は不可能ではあるものの、関係者とよく議論し、物理的な部分も加味した上で、落としどころを探っていくべきではないか。例えば、変動電源に対するインバランス補給は、実態は、上位系統からの補填であり、そうした点も配慮されるとよいのではないか。【林委員】
- 設備利用形態を踏まえた託送料金の設定については、分散型電源の多様化に合わせてうまくビジネスとして芽吹いていくよう継続的に議論してほしい。事務局資料の選択肢4は現実的だと考えているが、ただ一定額を割り引くだけでなく、別のロジックがあるかも含め議論が必要。【児玉オブザーバー】
- 託送料金の設定について、議論を深めることは重要だが、ベースとなる案を決めることも重要。選択肢4で進めて頂きたい。【祓川オブザーバー】
- 事務局資料の選択肢4は妥当だと考えているが、需要地近接性評価割引を廃止することが適當、というのは納得いかない。電氣的に無駄がないという点は変わらないと思うので、廃止しないで続けるべき。また、割引の数値については今後検討だと思うが、低圧電源から電気を買う消費者の電気料金にも関係する重要な話であり、しっかり議論して頂きたい。【辰巳委員】

1. 委員からの主な御指摘（続き）

- 電気の入と出を追うことに、どれだけ意味があるのかは疑問。（制度上は）東京から群馬へ送っていることとしても、実際の電気は東京で消費されている。本来は、その地域の逆潮量と消費量を比較して、消費が超過している場所では託送料金を安くするといった仕組みであるべき。事務局資料は、選択肢4か現行制度かという二択の資料になっている。選択肢4は現行よりはましかもしれないが、あまりにラフすぎる仕組みなので、仮に導入するとしても暫定的なものにするべき。また、需要地近接性評価割引は、選択肢4の導入とセットで廃止すべき、と説明されているが、廃止する必要はない。【松村委員】
- 設備利用形態を踏まえた託送料金の設定については、現行制度を見直すことで良いのではないか。具体的には、現行制度は、どの電圧の電源も同じ近接性評価を行っているが、損失率に応じて、電圧毎に割引率を変える、といった仕組みにすれば良いのではないか。選択肢4の場合、遠隔地の電源にもインセンティブができるため、潮流悪化が懸念される。また、需要地近接性評価割引を廃止することには反対。この制度は、引き続き合理性がある制度であると考ええる。【遠藤委員】
- 託送料金の設定方法については、そもそも今の託送の概念にはフィクションが多分に含まれており、特高から電気が流れてくる前提で作られた制度だが、技術的な観点も含めて見直す必要があるのではないか。【大橋委員】
- 設備利用形態を踏まえた託送料金の設定については、実際は、系統全体の電源を活用して系統運用を行っており、安定供給を維持するためにも需要地の電圧に応じてコストを負担してもらう現行制度が合理的ではないか。選択肢4は、実際には、特高設備の利用があるものも割引の対象となっており、負担に見合う受益が何か不明確。遠隔地の高圧電源が増えれば、潮流悪化にもつながるため、現時点では問題のある案と認識。【野田委員】
- 低圧託送については、選択肢4つのどれもじっくりいかない。選択肢1は、完全な紐付けは難しいので現実的ではない。選択肢2・3はパンケーキ問題が復活しかねない。他方、選択肢4のように割り切って良いのかは、目先はともかく将来的には疑問。個人的には、現行の需要地近接性評価割引をうまく織り込んだ形で、電源立地がどの場所かによって料金設定をしていくことが適正ではないかと考えている。【圓尾委員】

1. 第9回制度設計WGにおける検討内容

○委員の御指摘を総括すると概ね以下のとおり。

- －総論として、遠隔地にある大規模電源からの電力供給を前提とした現行制度を見直すことには賛成。
- －託送契約上の電気の流れを追うことにはあまり意味がない。物理的な電気の流れを加味すべき。
- －選択肢1～3については、実現可能性が低い。
- －選択肢4については、選択肢1～3と比較して現実的な案ではあるものの、すべての低圧・高圧連系電源に割引を適用するのは、潮流に悪影響を与えるような電源にも割引を適用することになりかねない。
- －現行の需要地近接性評価割引は存続させるべき。
- －現行の需要地近接性評価割引は、どの電圧の電源も同じ近接性評価を行っているが、損失率に応じて、電圧毎に割引率を変える、といった仕組みにすれば良いのではないか。
- －現行の需要地近接性評価割引をうまく織り込んだ形で、どの場所に電源が立地されているかによって料金設定をしていくことが適正ではないか。

○これらの御指摘を踏まえ、以下では、現行の需要地近接性評価割引の考え方を整理するとともに、現行の需要地近接性評価割引の考え方を踏襲しつつ、より精緻化した割引制度を検討する。

1. 制度趣旨

- 需要地に近い地域に設置された電源を利用する場合には、その潮流改善効果等を評価し、一定の割引を適用するもの。
- 需要地近接性評価を適用する際には、託送契約上の電気の流れではなく物理的な電気の流れに着目している。

2. 現行の需要地近接性評価割引の適用対象電源

- 以下の地域に設置されている特別高圧連系電源、高圧連系電源が対象（低圧連系電源は適用対象外）。

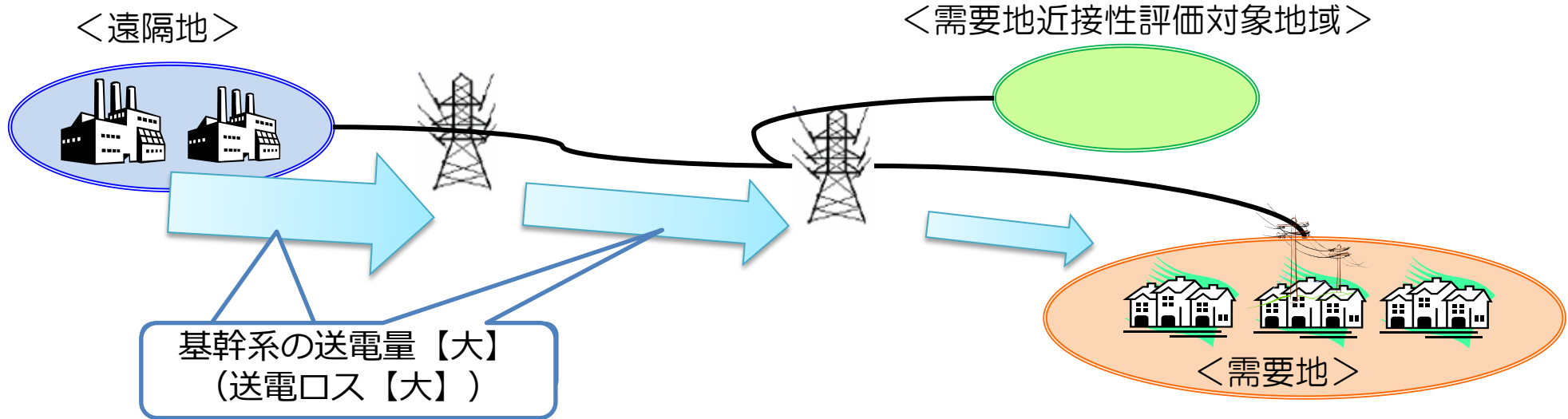
	適用対象地域	対象地域の考え方
北海道	上川、留萌、宗谷、オホーツク、十勝、釧路、根室	需要に対し電源が不足している地域を対象としている。
東北	山形県	需要規模に対し連系電源が少なく他地域から恒常的に受電していて新たな連系電源により送電損失が軽減される地域。
東京	埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	電源が新設されることにより、長距離送電量を低減する潮流改善効果が期待できる地域。
中部	岐阜県各務原市、可児市	近傍の接続電源が需要と比較し不足している大規模変電所から供給している需要地域。
北陸	富山県	消費電力量に対して発電電力量が少ない地域で、新規電源の連系に伴い、基幹送電線口スの低減が見込まれる地域。
関西	大阪府のうち能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、岬町を除く地域。兵庫県のうち神戸市、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、芦屋市、明石市。京都府のうち京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町、久御山町、八幡市、城陽市。奈良県のうち奈良市、生駒市。	面積当たりの需要量が自社管内の平均を上回る地域で、かつ、当該地域の需要量が発電量を一定程度上回る地域を基本として設定。
中国	岡山県、広島県（大竹市、廿日市市を除く）、香川県（※）、兵庫県（※）、愛媛県（※）※供給区域内に限る。	当社管内の大規模電源の立地地域と需要地域の分布状況から、需要に比べて電源が不足し、恒常的に他の地域から受電している地域。
四国	高知県のうち高知市、南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町	主力発電所がなく、通常他地域から潮流が流入する高知県中部を対象地域に設定。
九州	福岡県、熊本県、宮崎県	消費及び発電電力量等から、潮流改善効果が見込まれる県を選定。
沖縄	那覇市	潮流改善効果が見込めるとして、最大需要地域を設定。

3. 現行の需要地近接性評価割引の割引額

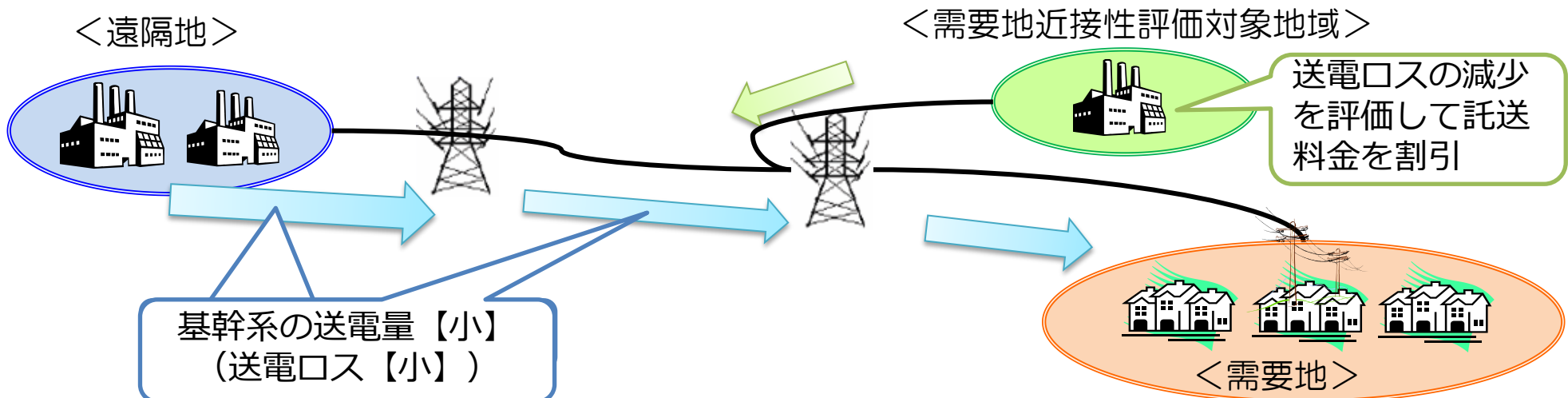
	割引額	割引額の算定方法
北海道	0.21 (円/kWh)	【考え方】 電源多地域から電源不足地域への送電ロス減少分を、自社火力の焚き減らしと見做して算定。 【算定式】 自社火力燃料費÷自社火力発電電力量×2.2%（特別高圧送電ロス率）
東北	0.21 (円/kWh)	【考え方】 潮流改善による送電ロス軽減効果を、主たる供給力である火力発電の燃料費節減分を割引額として算定。 【算定式】 自社火力燃料費÷自社火力発電電力量×2.1%（特別高圧送電ロス率）
東京	0.35 (円/kWh)	【考え方】 電源設置による遠隔地からの送電量減少に伴う当該ロス低減分を、火力焚き減らし効果相当分として割り引くもの。 【算定式】 火力可変費÷火力発電電力量×2.9%（特別高圧送電ロス率） ※他社融通分を含む
中部	0.05 (円/kWh)	【考え方】 対象地域に電源立地されることで期待できる、燃料の焚き減らし効果を踏まえ算定。 【算定式】 自社火力可変費÷自社火力発電電力量×0.4%（基幹系送電ロス率）
北陸	0.01 (円/kWh)	【考え方】 基幹系送電ロス低減に伴う火力燃料費の節減を評価。 【算定式】 自社火力燃料費÷自社火力発電電力量×0.2%（送電損失改善率）
関西	0.29 (円/kWh)	【考え方】 電気の潮流状況が改善することによって送変電損失率が低減する効果を、自社火力発電所の焚き減らしとして評価し、自社火力可変費の低減分を割引額として設定。 【算定式】 自社火力可変費合計÷自社火力発電電力量×2.5%（送変電損失率）
中国	0.09 (円/kWh)	【考え方】 基幹系送電線の潮流改善による送電ロスの低減効果を自社火力発電の焚き減らしとみなして、自社火力可変費をもとに割引単価を設定。 【算定式】 自社火力燃料費÷自社火力発電電力量×1.0%（基幹系の損失電力量低減率）
四国	0.03 (円/kWh)	【考え方】 基幹系送電線の潮流改善によるロス低減効果を評価し、火力可変費をもとに算定。 【算定式】 自社火力可変費÷自社火力発電電力量×0.29%（潮流改善評価地域の基幹系送電ロス率）
九州	0.13 (円/kWh)	【考え方】 電源不足地域の発電所建設による特別高圧系統の損失率減少に伴う火力燃料費節減を評価。 【算定式】 自社火力燃料費÷自社火力発電電力量×1.2%（特別高圧送変電損失率）
沖縄	0.14 (円/kWh)	【考え方】 潮流改善により見込まれる火力発電の可変費の低減分を評価。 【算定式】 自社火力可変費計÷自社火力発電電力量×1.4%（ロス率）

4. 現行の需要地近接性評価割引のイメージ図

【需要地近接性評価対象地域に電源が立地していない場合】



【需要地近接性評価対象地域に電源が立地した場合】



1. 制度の考え方

- 現行の需要地近接性評価割引の考え方を基本として、低圧電源を対象に含めつつ、その潮流改善効果や設備の利用実績等に応じてきめ細かく割引額を設定する考え方。
- 具体的には、物理的な電気の潮流に着目し、
 - (1) 需要地近接地域（又は電源不足地域）を設定し、当該地域に設置された電源を利用する場合
 - (2) 上位系統への逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定し、当該地域に設置された高圧・低圧電源を利用する場合に託送料金を一定程度割り引くもの。

2. 需要地近接性評価割引の適用対象の考え方（例）

- (1) 対象電源の見直し
 - ・現行では需要地近接性評価割引の対象とされていない低圧連系電源を対象に追加
- (2) 対象地域の見直し
 - ・より細かな単位（例えば市町村単位）で需要地近接地域（又は電源不足地域）、逆潮流が発生しないと考えられる地域を設定

3. 割引額の算定方法（例）

- (1) 潮流改善効果に着目した割引額の算定方法（例）
 - ①特別高圧に連系する電源 → 現行同様に特高需要に係る送電ロス分を割引
 - ②高圧に連系する電源 → 高圧需要に係る送電ロス分を割引
 - ③低圧に連系する電源 → 低圧需要に係る送電ロス分を割引 ※需要地近接地域に設置されていることが前提
- (2) 設備の利用実績に着目した割引額の算定方法（例）
 - ①高圧に連系する電源 → 特別高圧設備を利用していないことによる割引
 - ②低圧に連系する電源 → 特別高圧設備（及び高圧設備）を利用していないことによる割引

※逆潮流が発生しないと考えられる地域に設置されていることが前提。

1. 現行の託送料金設定の考え方

○現行の託送制度においては、**需要地の電圧**（特別高圧／高圧／低圧）**に応じて託送料金が設定**されており、託送契約上の設備利用形態は一切考慮されていない。

＜現行の託送料金のイメージ（平均単価（円／kWh）＞

	需要（特別高圧）	需要（高圧）	需要（低圧）
電源（特別高圧連系）	1.95	3.81	8.88
電源（高圧連系）	1.95	3.81	8.88
電源（低圧連系）	1.95	3.81	8.88

※東京電力のケース。低圧需要については、低圧需要の単価は、特別高圧・高圧需要の単価算定時には算入されていない低圧配電費等を加味して試算。

2. 需要地近接性評価割引

○平成11年電気事業審議会「制度答申」においては、「入札制度において導入されている需要地近接電源を有利に評価するという仕組みに類似する仕組みを今後検討すべき」との提言がなされている。

○これを踏まえ、現行の託送制度においては、原則として、電源側の電圧階級は考慮されていないものの、**需要地に近い地域に設置された電源を利用する場合には需要地近接性評価割引が適用**されている。

○例えば、東京電力の場合、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（富士川以東）に設置された電源を利用する場合には、35銭／kWhの割引が適用されている。

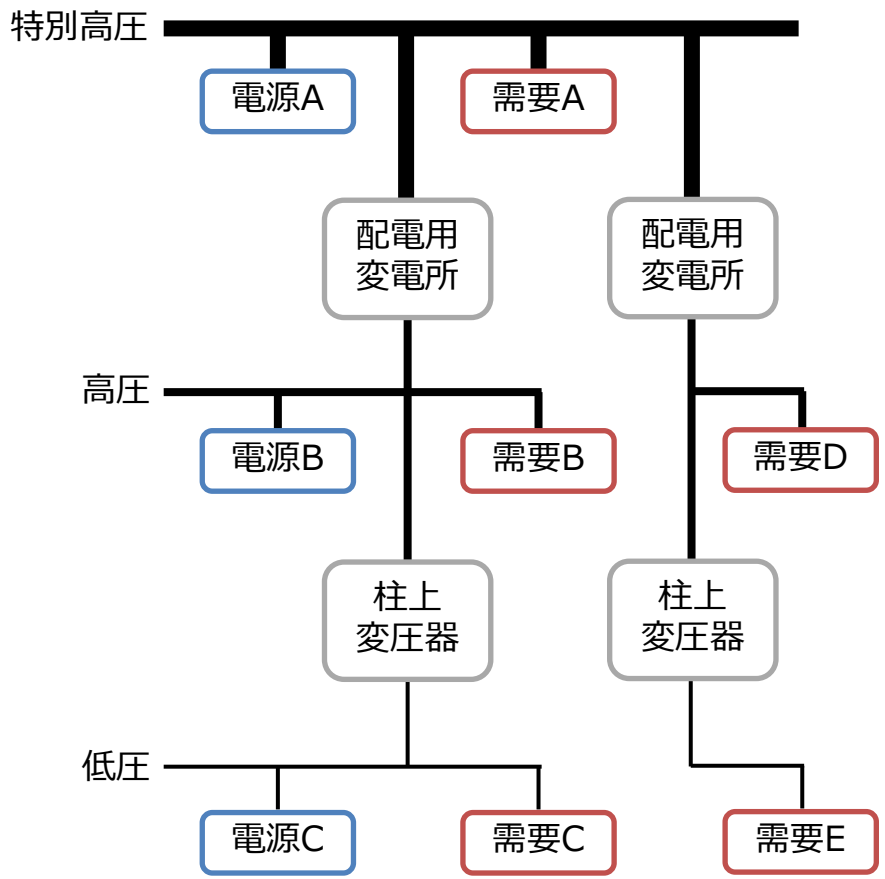
3. パンケーキ制度の廃止

○平成15年2月に取りまとめられた「総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告」においては、「小売自由化範囲の拡大を実質的に需要家の選択肢の拡大につなげるとともに、事業者の投資環境を整備し、効率的な電源の有効活用をはかるためには、広域的な電力流通を現行以上に活性化する方策を講ずることが重要」として、**供給区域をまたぐごとに託送料金が課金されていた仕組み（いわゆるパンケーキ制度）を廃止**することが適当とされた。

1. 託送契約上の設備利用形態を忠実に反映した託送料金設定の考え方

○電力供給毎に、託送契約上想定される設備の利用形態に応じた託送料金を設定するもの。

＜託送契約上の設備利用のイメージ＞



＜託送契約上の設備利用形態を忠実に反映した託送料金のイメージ（平均単価（円／kWh））＞

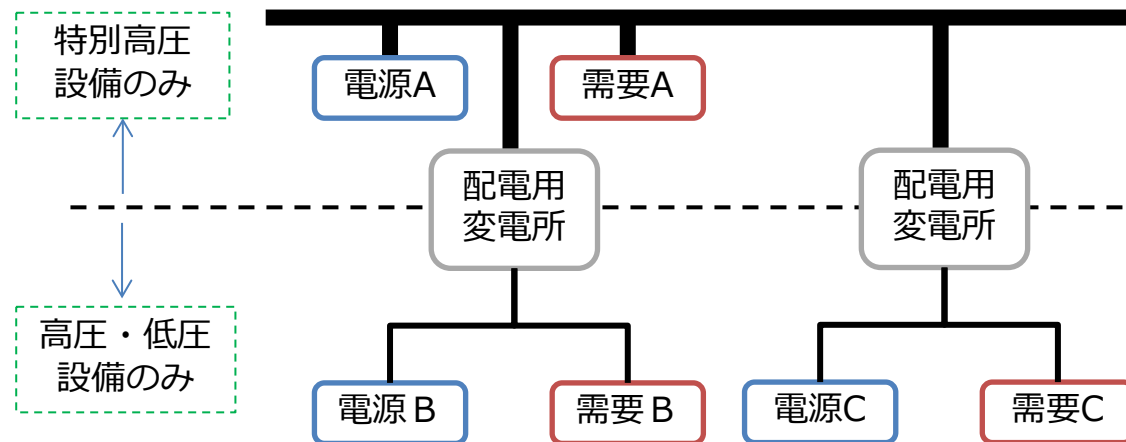
託送契約上の電気の流れ	設備の利用	託送料金
電源A→需要A	・ 特別高圧設備のみを利用	1.95
→需要B	・ 特別高圧／高圧設備を利用	3.81
→需要C	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用	8.88
→需要D	・ 特別高圧／高圧設備を利用	3.81
→需要E	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用	8.88
電源B→需要A	・ 特別高圧／高圧設備を利用	3.81
→需要B	・ 高圧設備のみを利用	1.86
→需要C	・ 高圧／低圧設備を利用	6.93
→需要D	・ 特別高圧／高圧設備を利用	3.81
→需要E	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用	8.88
電源C→需要A	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用	8.88
→需要B	・ 高圧／低圧設備を利用	6.93
→需要C	・ 低圧設備のみを利用	5.07
→需要D	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用	8.88
→需要E	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用	8.88

※東京電力のケース。

1. 同一変電所内の電力供給に着目した託送料金設定

- 需要地の電圧（特別高圧／高圧／低圧）に応じた託送料金の設定を原則とするものの、託送契約上同一の配電用変電所の中で電気の供給が行われる場合には、特別高圧設備を利用していないことから、特別高圧設備の費用を割引くという考え方。
- この場合、一定の割引を適用することにより一般送配電事業者の収入が減少することから、割引と同額分をその他の託送料金に上乗せすることが必要。

<託送契約上の設備利用のイメージ>



託送契約上の電気の流れ	特別高圧設備の利用の有無
電源A→需要A	・ 利用あり
→需要B	・ 利用あり
→需要C	・ 利用あり
電源B→需要A	・ 利用あり
→需要B	・ 利用なし
→需要C	・ 利用あり
電源C→需要A	・ 利用あり
→需要B	・ 利用あり
→需要C	・ 利用なし

<同一変電所内の電力供給に着目した託送料金のイメージ（平均単価（円／kWh））>

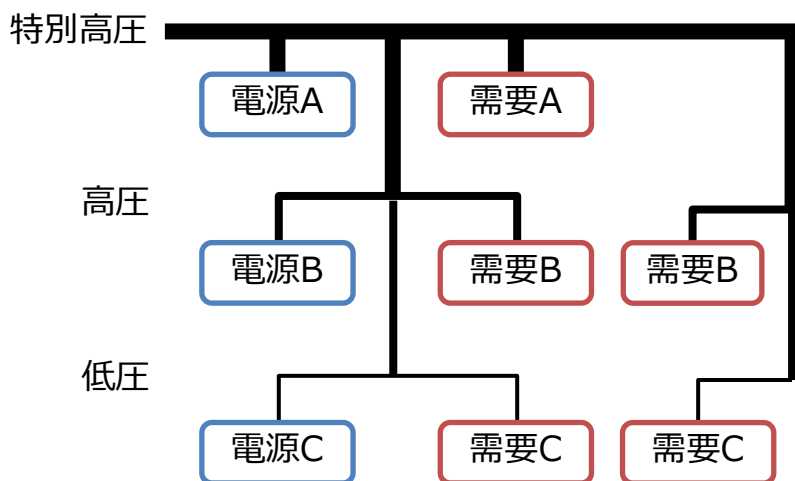
	需要（特別高圧）	需要（高圧）	需要（低圧）
電源（特別高圧連系）	$1.95 + X$	$3.81 + X$	$8.88 + X$
電源（高圧連系）	$1.95 + X$	$3.81 + X - 1.95$	$8.88 + X - 1.95$
電源（低圧連系）	$1.95 + X$	$3.81 + X - 1.95$	$8.88 + X - 1.95$

※東京電力のケース。

1. 電源側の電圧、需要側の電圧に着目した託送料金設定の考え方

- 託送契約上想定される設備の利用形態にかかわらず、需要地の電圧（特別高圧／高圧／低圧）及び電源側の電圧（特別高圧／高圧／低圧）に着目し、託送料金を設定するもの。

<託送契約上の設備利用のイメージ>



託送契約上の電気の流れ	設備の利用
電源A→需要A	・ 特別高圧設備のみを利用
→需要B	・ 特別高圧／高圧設備を利用
→需要C	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用
電源B→需要A	・ 特別高圧／高圧設備を利用
→需要B	・ 高圧設備のみを利用していると仮定（※）
→需要C	・ 高圧／低圧設備のみを利用していると仮定（※）
電源C→需要A	・ 特別高圧／高圧／低圧設備を利用
→需要B	・ 高圧／低圧設備を利用のみを利用していると仮定（※）
→需要C	・ 低圧設備のみを利用していると仮定（※）

（※）については、その他の設備を利用しているケースも存在

<電源側の電圧、需要側の電圧に着目した託送料金のイメージ（平均単価（円／kWh））>

	需要（特別高圧）	需要（高圧）	需要（低圧）
電源（特別高圧連系）	1.95 ①	3.81 ②	8.88 ③
電源（高圧連系）	3.81 ②	1.86 ②－①	6.93 ③－①
電源（低圧連系）	8.88 ③	6.93 ③－①	5.07 ③－②

※東京電力のケース。供給区域外の電源については、特別高圧連系の電源と同様に扱う。

1. 高圧連系、低圧連系電源に対する割引を適用する託送料金設定の考え方

- 需要地の電圧（特別高圧／高圧／低圧）に応じた託送料金の設定を原則とするものの、高圧・低圧に連系している電源を利用する場合には、①実態としては特別高圧設備を利用していない場合も一定程度あると考えられること、②潮流を改善する効果が認められること、から一定の割引を適用する考え方。
- この場合、一定の割引を適用することにより一般送配電事業者の収入が減少することから、その減少分に応じて、その他の託送料金を値上げすることが必要。

<高圧連系、低圧連系電源に対する割引を適用する託送料金のイメージ（平均単価（円／kWh））>

※高圧・低圧に連系する電源を利用した場合にY円の割引を適用する場合

	需要（特別高圧）	需要（高圧）	需要（低圧）
電源（特別高圧連系）	$1.95 + X$	$3.81 + X$	$8.88 + X$
電源（高圧連系）	$1.95 + X - Y$	$3.81 + X - Y$	$8.88 + X - Y$
電源（低圧連系）	$1.95 + X - Y$	$3.81 + X - Y$	$8.88 + X - Y$

※東京電力のケース。供給区域外の電源については、特別高圧連系の電源と同様に扱う。
※本案は、個々の電源と個々の需要のヒモ付けを行うものではないが、上表では、仮にヒモ付けした場合の託送料金の割引イメージを表したものである。

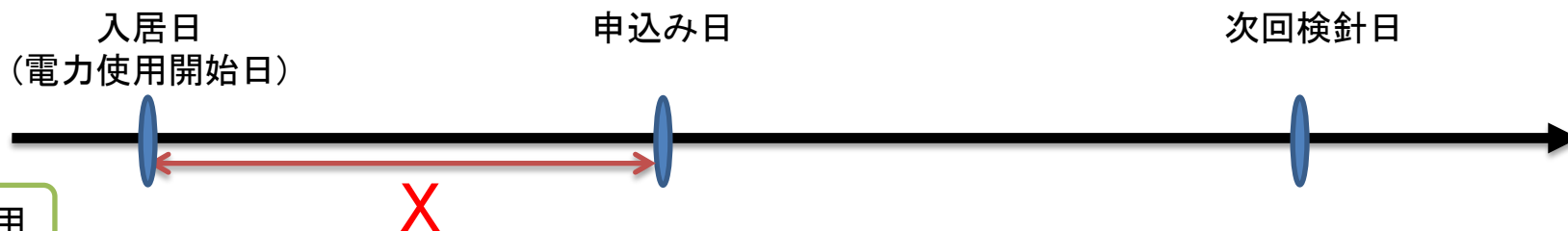
2. 高圧連系、低圧連系電源に対する割引を適用する託送料金を設定した場合の他の託送料金への影響

- 仮に、Y = 1 円に設定（高圧・低圧に連系する電源を利用した場合には、1 円／kWhの割引を適用）した場合、各電力会社のXの値は以下のとおり。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
X	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03
Y	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※ $X = (\text{高圧・低圧に連系している電源からの発電量} \times 1 \text{ 円}) / \text{総需要量}$ により試算

2. 新たな需要場所に入居する際の契約申込み対応について



- 需要家は、新たな需要場所に入居した際、一般電気事業者と電気の供給契約を締結した上で電気の使用を開始することが原則。
- ただ、現在の一般電気事業者の運用では、電気の供給契約が締結されていない需要場所についても、低圧特有の即時の使用開始申込みへの対応等、需要家の利便性も考慮し、電気の供給を完全に停止していない場合があり、その場合には、需要家は、入居後ブレーカーを上げれば直ちに電気が使えらる状態となっている。
- その結果、需要家が入居日から数日後に電気の供給契約の申込みをした場合、入居日から申込みを行った日までの間(線表のXの期間)については、需要家は電気の供給契約を締結していない状態で電気の供給を受けていたこととなる。
- 現在の電気事業法では、一般電気事業者のみが低圧需要家に電気を供給する主体であり、Xの期間、電気を供給していた一般電気事業者が、需要家から供給契約の申出を受けることとなるため、現在の運用では、一般電気事業者は、需要家からの申出に応じ、供給契約を入居日まで遡ることで、Xの期間も含めて電気代の請求をしている。

自由化後のポイント

- 電気事業法改正後は、Xの期間、電気を流すこととなるのは一般送配電事業者となるが、小売全面自由化により、需要家は、電気の供給契約を締結する電気事業者として、当該一般送配電事業者と異なる法主体である小売電気事業者を選択することが可能となる。
- そのため、同一の一般電気事業者から電気の供給が行われることを前提とした従来の運用を、小売全面自由化後も同様に行うことは困難であり、自由化後の対応を検討する必要がある。具体的には、下記の2点がポイントとなる。

論点1 需要家と小売電気事業者に求められる対応について

論点2 入居日まで遡る契約を行った場合の料金精算について

論点1 需要家と小売電気事業者に求められる対応について

- 小売全面自由化後も、需要家は新たな入居先での電力使用を開始する前に小売電気事業者等と契約を結ぶことが求められ、無契約状態で電気を使用するべきではない。
- そのため、仮に、需要家が新たな入居先で電力使用を開始した後に契約を申し込むケースが発生してしまったとしても、入居日(電力使用を開始した日)まで遡って契約を行い、無契約状態での電気の供給を小売電気事業者等との契約に基づく供給であったとすることで、無契約状態での電気の供給を精算することが当然求められる。
- ※無契約状態での電気の供給が未精算のまま残る場合、一般送配電事業者から、不当利得(民法703条、704条)等として、無契約状態で使用した電気代を請求されることがありうると考えられる。
- そして、小売電気事業者においては、需要家の勘違いや理解不足により、入居日まで遡る契約が行われない事態が生じないようにすることが求められる。



小売電気事業者に対し、需要家と契約する際、契約開始日以前に当該需要場所で電気を使用していた場合には当該電力使用は無契約での電力使用となるため、その解消には遡及しての契約等が必要になることの説明等が求められる旨をガイドライン等に記載することとしてはどうか。

※なお、需要家の虚偽申告を助長する行為を小売電気事業者が行った場合は、業務改善命令を発動することもあり得ると考える。

論点2 入居日まで遡る契約を行った場合の料金精算について

- 入居日まで遡る契約を小売電気事業者との間で締結した結果、無契約状態で電気の供給を受けた期間(X期間)の使用電力については、小売電気事業者との契約に基づき供給されていたものとなるが、実際は、一般送配電事業者の供給能力により供給された電力である。



当該使用電力については、インバランスとして処理するのが適当ではないか。

※小売電気事業者としては、過去に遡って契約期間が延長されるため、その期間の使用電力料を需要家に請求可能。

※なお、上記のような問題は、同一需要場所において、一旦無契約状態となった後に供給契約を締結する場合にも生じるものであり、この場合も同様に考えてよいのではないかと考える。

3. 小売電気事業者による契約解除と供給停止について

○小売自由化によって、新たに参入した多様な小売電気事業者が需要家への小売供給を行うことが想定されるが、他方で、ライフラインである電気の供給に係る需要家保護のレベルが自由化前に比べて劣ることがあってはならない。この点、従来、供給停止を担っていた旧一般電気事業者が引き続き供給停止を行うこととすれば、現行の需要家保護措置の確実な確保により需要家保護レベルを維持することが可能であることから、原則として、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者にのみ（※）、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認めることとしてはどうか。

※なお、旧一般電気事業者の小売部門の自由料金メニューについては供給義務を負わないため、他の小売電気事業者とのイコールフットイングにも鑑み、供給停止を認めないこととするが、自由化前に契約済みの選択約款については、供給義務を前提として設定された供給条件であることから、旧一般電気事業者の小売部門に供給停止を認めることとする。

※高圧以上においても需要家保護の必要性に相違はなく、同様に考えられる（現在、高圧以上の自由化部門では、料金未収の場合等、需要家の同意がない特定規模電気事業者による供給停止は、託送供給約款に規定されていない。）。

○この場合、小売電気事業者は、需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる。

○こうした制度をとる場合、以下のような懸念が生ずることが考えられるが、それぞれ以下のように整理できるのではないか。

懸念①

小売電気事業者の債権回収手段が制限され、需要家による踏み倒しの増加や、小売電気事業者を渡り歩くような悪質な需要家が生ずるおそれがあるのではないか。

→契約解除によって未収料金の拡大を防ぐことが可能であり、電気の安定供給を犠牲にした債権回収手段まで認める必要はないのではないか。また、現在、携帯電話業界等で行われているように、小売電気事業者間で悪質な需要家の情報を共有すること等によって対応できるのではないか。

懸念②

小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加してしまうのではないか。

→小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す（ガイドライン等を想定）こととしてはどうか。

懸念③

小売契約が解除され無契約状態となった場合には、電気の供給を受ける根拠を失うため、電気の供給が停止され、結局、ライフラインの確保が図られない事態が生じるのではないか。

→小売電気事業者により契約が解除された場合であっても、特定小売供給約款又は最終保障供給約款への速やかな移行や一般送配電事業者による電気の供給停止の制限などの制度的措置により、電気の物理的な供給が直ちに停止することがないよう措置することとしてはどうか。（詳細は今後検討）

○第8回制度設計WGにおいて、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、原則として、「特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者」にのみ、「従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とし、小売電気事業者は、「需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる」と整理したところ。

○その上で、「小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加してしまうのではないかと」の懸念に対し、「小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す(ガイドライン等を想定)こととしてはどうか」との案を提示したところ。

○小売電気事業者が小売供給契約を解除する際に課す一定の制約の具体的な内容については、需要家保護の観点も踏まえ、下記のように考えてはどうか(なお、小売電気事業者と需要家の合意による解除を行うことも可能であるが、その場合は、需要家保護の観点から、需要家の真意に基づく同意が必要であり、それがない解除は無効となる。)。

※供給停止が認められる契約に関しては、供給義務を前提とした需要家保護が図られていることからここでは対象外とする。

論点1:小売電気事業者による小売供給契約解除の方法に対する一定の制約

下記の(1)～(3)の措置を小売電気事業者に求めることとしてはどうか(ガイドライン等を想定)。

- (1) 小売供給契約解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行う。
- (2) 解除予告通知の際、「解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、供給義務を負う一般送配電事業者による最終保障供給(経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給)を申込むという方法があること」を説明する。
- (3) 小売供給契約解除に伴う託送契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送契約の解除の連絡を行う。

※ 需要家による未払い料金の支払い等により、小売電気事業者との供給契約が解除されなくなった場合は、託送契約の解除も行われない。

(1)小売供給契約解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行う。

需要家保護の観点からは、小売電気事業者の責任において、需要家が電気料金の未払い等を理由として小売供給契約を解除される前に、①小売供給契約が解除される時期を知り、解除されるまでの間に未払い等を解消する機会や、②最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)等に申し込むのに十分な猶予期間が需要家に担保されるべきではないか。

※「15日程度前」は最低限必要とされる期間であり、個別の事情によっては、それより前の通知が望ましい場合もありうる。

(2)解除予告通知の際、「解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、供給義務を負う一般送配電事業者による最終保障供給(経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給)を申込むという方法があること」を説明する。

需要家が解除予告通知を受け取った場合は、当然速やかに未払い分の電気料金を支払うこと等が求められる。ただ、需要家が「解除によって無契約となった場合に電気の供給が停止されること」を認識していないまま、解除により無契約状態となり電気の供給が止まる事態となることは望ましくない。そこで、解除予告通知の際に小売電気事業者はその旨の説明を求めているかどうか。

また、需要家が無契約状態になると電気の供給が止まることを認識していても、特段の都合により未払い分の支払い等ができない場合も考えられる。その際、「供給義務を負う最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)によって電気の供給を受けられる可能性がある」にもかかわらず、需要家がそれを認識していないために、電気の供給が止まるような事態となることも望ましくない。そこで、解除予告通知の際に小売電気事業者はその旨の説明を求めているかどうか。

※ 説明の方法については、需要家が確実に情報を把握できると合理的に考えられる手段(例えば、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送付(受信確認などが必要となることも想定される。))などが考えられる。)を用いた上で、需要家が内容を十分理解できるよう努めることを求めることとしてはどうか。

※ 需要家からの問合せへの対応に不誠実な小売電気事業者については、電気事業法上の問合せ対応義務(第2弾の改正電気事業法第2条の15)違反として、業務改善命令の対象になり得る。

(3)小売供給契約解除に伴う託送契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送契約の解除の連絡を行う。

後述する論点2のとおり、需要家保護の観点からは、小売電気事業者による解除通知だけではなく、一般送配電事業者からも供給停止に先立って手続き保障を図る必要がある。

そのため、需要家の希望ではなく小売電気事業者からの解除である場合は、小売電気事業者は一般送配電事業者に早期にその旨を認識させ、供給停止前の手続き保障を行うための期間を確保する必要があるのではないかと考えられる。

小売電気事業者による小売供給契約解除を理由とした供給停止の際に求められる措置²¹

- 第8回制度設計WGにおいて、「小売契約が解除され無契約状態となった場合には、電気の供給を受ける根拠を失うため、電気の供給が停止され、結局、ライフラインの確保が図られない事態が生じるのではないか。」という懸念に対しては、「小売電気事業者により契約が解除された場合であっても、特定小売供給約款又は最終保障供給約款への速やかな移行や一般送配電事業者による電気の供給停止の制限などの制度的措置により、電気の物理的な供給が直ちに停止することがないように措置することとしてはどうか」との案を提示したところ。
- これを受け、論点1のとおり、小売電気事業者による小売供給契約の解除の方法に一定の制約を設けることで、小売供給契約解除後に直ちに電気の供給が停止されないよう対処することを提案した。
- しかしながら、現行の需要家保護措置の確実な確保により需要家保護レベルを維持するという観点からは、小売電気事業者による上記の措置に加え、更なる需要家保護措置として、下記のように考えてはどうか。

論点2：小売電気事業者による小売供給契約解除を理由とした供給停止の際に求められる措置

- 需要家が未払い等の理由により小売電気事業者から契約を解除され、無契約であることを理由に電気の供給が停止される場合においても、供給義務を負う最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)に基づいて電気の供給を求める機会の保障は十分担保されるべきである。したがって、そのような場合には、一般送配電事業者に以下の措置を求めることとしてはどうか。

 一般送配電事業者は、小売電気事業者による小売供給契約解除により無契約状態となる需要家に対して供給停止を行う場合、供給停止を行う5日程度前までに、①無契約状態を理由とする供給停止の予告、②最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)を申込むという方法があることの説明を行ったうえで、なお無契約である場合には、無契約を理由として供給停止を行うこととしてはどうか(なお、供給停止は実際に無契約となった後に行う必要があるが、①②の措置を小売供給契約解除前に行うことは妨げられないものと考えられる。))。

※現在、一般電気事業者が供給停止実施と併せて行っている需要家への配慮措置(供給継続の要望があった場合の1Aブレーカーの取付等の対応や需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等)を最終保障契約(経過措置期間中は特定小売契約)を締結した上で継続することは前提となる。